

歯科材料 9 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材 (70903000)

## 正宗 ジルコニア

### 【形状・構造及び原理等】

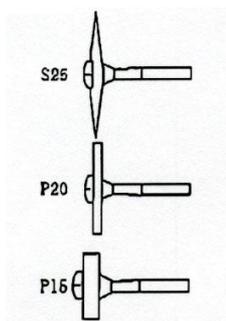
#### 1) 成分

作業部: ダイヤモンド砥粒、ゴム  
軸部: ステンレス鋼

#### 2) 形状

軸の規格: JIS T5504 ストレートハンドピース用軸

作業部の形状:



### 【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・湿気、腐食性薬剤及びその蒸気を避けること。
- ・外圧(物理的負荷)及び汚染を避けること。
- ・本材は歯科の従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

### 【保守・点検に係る事項】

- ・本材に破損、歪みがないか確認すること。

### 【製造販売業者の氏名又は名称等】

製造販売業者: 内外歯材株式会社

住所: 〒543-0062

大阪府大阪市天王寺区逢阪2-3-10

電話番号: 06-6771-5553

FAX番号: 06-6779-7518

製造所業者名: 株式会社マシントール中央

### 【使用目的又は効果】

- ・ゴム基材で結合されたダイヤモンド砥粒研削材で、歯及び歯科補綴物等の研削、研磨に用いる。

### 【使用方法等】

- ・本材を10,000RPM以下で回転させ、作業部を被研削、研磨物に接触させる。

### 【使用上の注意】

#### 1) 使用上の注意

- ①使用前、使用後に点検を行い、汚染がある場合は除去すること。
- ②整備点検された歯科用、及び歯科技工用回転駆動装置の内、回転数を指定回転数値以下で安定して使用できるものを回転駆動力とすること。
- ③歯科用マンドレールを使用する際、その説明書に表示してある使用上の注意事項を守り、使用する機械製造業者の指定に従って軸ぶれ緩みのないように軸の2/3以上確実にチャッキングさせること。
- ④マンドレールが折れ曲がったりすることがあるので無理な角度、過度の加圧での使用はさけること。
- ⑤軸部の損傷、変形等がある場合、使用を中止すること。
- ⑥指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ⑦本材は記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑧本材は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

#### 2) 重要な基本的注意

- ①目の損傷を防ぐ為に、保護眼鏡等を使用すること。
- ②万一目に入った場合には、直ちに大量の流水で洗浄した後、眼科医の診断を受けること。
- ③本材及び、切粉の飛散に備え保護カバー、集塵等をして周囲の安全を確保し、粉塵による人体への影響を避けるため、公的機関が許可した防塵マスクなどを使用し、集塵を吸入しないこと。
- ④本材使用により発疹、湿疹、発赤、潰瘍、かゆみ、痺れ等の過敏症が現れたら使用を中止し、医師の診断を受けること。